⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑷　提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札に係る技術提案が履行されない場合は、その程度により、工事成績評点を最大10点減点する。
　また、契約違反として取り扱う場合がある。
5　入札手続等
⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課契約第一係　濱川　泰良　電話06―6942―1141（代）
⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、平成21年９月30日から平成22年１月25日までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成21年12月29日から平成22年１月３日まで）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。
　ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記⑹に持参することにより、電子データにて交付するので、下記⑹にあらかじめ申し出ること。
　⑷　交付期間：平成21年９月30日から平成22年１月25日までの土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成21年12月29日から平成22年１月３日まで）を除く毎日、午前９時15分から午後５時00分まで。
　⑹　申込先及び交付場所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141（代）
　⑻　交付申込期限：平成22年１月25日正午まで。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
　⑷　提出期間：平成21年10月１日から平成21年10月30日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。
　⑹　提出場所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局新館２階契約情報コーナー　電話06―6942―1141（代）内線2850
　⑻　提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は直接持参すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成21年10月１日から平成21年10月30日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141（代）持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
　⑷　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年１月25日午後５時00分。
　⑹　紙により持参の場合は、平成22年１月25日午後５時00分までに近畿地方整備局総務部契約課に提出すること。
　⑻　郵送による入札書の受領期限は、平成22年１月25日午後５時00分（郵便による入札書の提出場所は、近畿地方整備局総務部契約課）。
　⑽　開札は、平成22年１月26日午後１時30分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
　⑷　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行大阪支店）又は銀行等の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
　⑹　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行大阪支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。
　また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　上記４⑴⑹に定める評価値の最も高い者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑸　契約変更の取り扱い　請負者が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については発注者が確認するが請負代金額の変更は行わない。
　ただし、不可抗力（地震等）によって、地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と請負者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
　また、現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、発注者と請負者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。
⑹　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、設計図書を変更し、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑺　配置予定監理（又は主任）技術者の確認　落札決定後、ＣＯＲＩＮＳ（財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム）等により配置予定の監理（又は主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑻　専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
⑼　手続における交渉の有無　無。
⑽　契約書作成の要否　要。
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑿　技術提案書の作成に係る説明会を行う。
⒀　技術提案書及び技術提案に対する見積書等のヒアリングを行う。
⒁　技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画書を提出すること。この施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。
⒂　技術提案書の選定　技術提案書の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⒄　特定ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　特定ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記５⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Syuhei Kazusa Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism